

日本ペストロジー学会倫理綱領の制定について

「制定理由」

日本学術会議声明「科学者の行動規範について」(平成18年10月総会採択)を受け、各学協会、各大学・研究機関が科学者倫理の確立に向けての倫理綱領を制定しつつある中で、日本ペストロジー学会においても倫理綱領を制定するものである。

日本ペストロジー学会倫理綱領

2009年11月13日総会制定

(前文)

日本ペストロジー学会会員は、常に真理の探求と技術の革新を通じて新しい価値の創造に挑戦することによって新たな知識を生み出し、社会の発展と人類の安全、健康、福祉に貢献する。科学技術が人類社会と地球環境に重大な影響を与えうることから、専門家として、良心と良識にもとづく自律ある行動をとる。研究、調査、教育にあたっては、個人を差別せず、自由と基本的人権を守り、適用される法令とともに、次の綱領を遵守する。

〈綱領〉

1 社会的責任と行動

会員は、専門知識の向上およびペストロジーと関連諸科学の発展を目指して自己研鑽を図る。研究及び調査活動においては、法を遵守し、社会的良識に従って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、加担しない。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、知的財産権を尊重する。

2 説明と公開

会員は、自らが携わる研究内容の学術的・社会的意義について中立性、客観性をもって説明する義務を負う。公表した成果についての研究データや調査データを記録かつ保存し、求めに応じて公開する義務を負う。

3 法令の遵守

会員は、研究・調査の立案・実施・報告、研究費の使用にあたって、法令や関係規則、社会規範を遵守する。さらに共同研究者、研究協力者の基本的人権を尊重する。

4 利益相反

会員は、自らの研究、評価などにおいて、個人と組織あるいは組織間で利益相反がある場合には、説明責任と公開性を重視して、適切に対応する。

5 教育、啓発、継承

会員は、ペストロジー学と関連科学における学術の継承と発展、将来を担う研究者・技術者への指導・育成に努める。得られた知的成果を、講演、書籍などを通じて公開に努め、啓発に貢献する。研究や調査の成果物、重要なフィールドや生物標本などの科学的遺産の保全に努める。

付記

1. 2009年11月13日総会議決